

# 特定健診・後期高齢者健診(追加)のお知らせ

問合せ先 市民保健課国保年金係 (窓口③) ☎23922

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、特定健診及び後期高齢者健診の実施日数が例年に比べ少ないことから、市内の各医療機関のご協力により個別健診を実施することとしました。各医療機関に**1週間前までに予約の上**、受診をお願いします。

対象者	・40～74歳の国民健康保険の方(受診日の年齢) ・後期高齢者医療保険の方 ※今年度、健診(がん検診は除く)及び人間ドックの助成を受けていない方
健診期間	令和3年1月4日(月)から順次 令和3年3月13日(土)まで(予定)
予約受付期間	令和2年12月15日(火)から令和3年3月6日(土)まで(予定) <b>受診する1週間前までに予約をお願いします</b>
持ち物	・受診券 } 医療機関へ予約後、市役所からお送りします。 ・採尿キット } ・保険証 } <b>自己負担金500円(後期高齢者医療の方のみ。国民健康保険の方は無料)</b>
注意事項	・当日は、受診する <b>4時間前までに</b> 食事を済ませてください(水の飲用は可)。 ・受診時間を厳守してください。 ・必ず <b>マスク</b> を着用してください。 ・当日、 <b>新型コロナウイルス感染症の疑いがある方は</b> 受診できません。また、当日の医療機関の状況により、予約があっても <b>お待ちいただいたり、中止になる場合</b> があります。

## 医療機関一覧

### 40～74歳の国民健康保険加入者と後期高齢医療加入者の受入

医療機関名	健診実施曜日/予約時間	医療機関名	健診実施曜日/予約時間
いなざさ診療所 ※	月・火・木・金 午後 目安：1週間8人 予約先：☎23111 (予約は下記時間内をお願いします) 月～金 10：00～11：00 15：00～16：00(水曜は除く)	佐倉医院 ※	月～金 午前・午後 目安：1週間8人 予約制：☎270001 (予約は下記時間内をお願いします) 土日祝日以外 8：30～11：30 14：00～16：30
上の山鎮目クリニック ※	水 午前・午後(水曜以外は要相談) 目安：1週間10人 予約先：☎28820 (予約は下記時間内をお願いします) 月～金 8：30～17：30	下田循環器・腎臓クリニック	月～木、土 午前 目安：1週間45～50人 予約先：☎23113 (予約は下記時間内をお願いします) 月～土 13：00～15：00
菊池医院 ※	月～水、金 午前 目安：1週間8人 予約先：☎22128 (予約は下記時間内をお願いします) 月～水、金 9：00～17：00 木 9：00～12：00	鈴木クリニック ※	月～金 午前・午後 土 午前 目安：1週間15人 予約先：☎22562 (予約は下記時間内をお願いします) 月～土 9：00～12：00 14：00～17：00(土曜は除く)

※は眼底検査は実施しません。

### 40～74歳の国民健康保険加入者のみ受入

医療機関名	健診実施曜日/予約時間	医療機関名	健診実施曜日/予約時間
下田メディカルセンター	火・木・金 午前 目安：1週間3人 予約先：☎2525 (予約は下記時間内をお願いします) 月～金 13：00～16：00	しらはまクリニック	月～金 午前 目安：1週間15人 予約先：☎23700 (予約は下記時間内をお願いします) 月～金 8：30～16：00

(注) 日曜日及び祝祭日は全ての医療機関が休診となるため、予約できません。

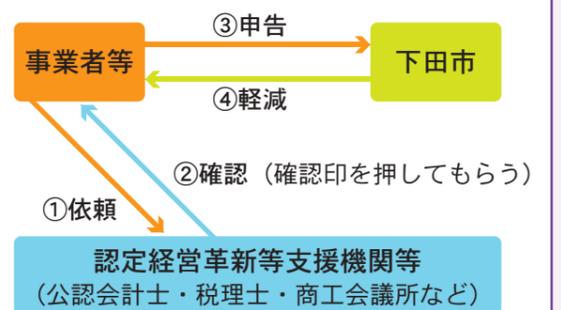
# 令和3年度 固定資産税等軽減 市内で事業を行っている皆さまへ 対象の方は早めの準備と申告を!

新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年と比べ事業収入が減少した中小企業者・小規模事業者は、『償却資産』と『事業用家屋』に係る令和3年度分の固定資産税・都市計画税が軽減される場合があります。

## だれが軽減対象なの?

下記の①～③に当てはまり、**令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の合計が、昨年の同期間と比べ30%以上減少した**中小企業者・小規模事業者が対象です。  
※大企業の子会社は対象外です。  
①常時使用する従業員数が1,000人以下の個人  
②資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人  
③資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

## 軽減までにすることは?



## どれくらい軽減されるの?

軽減率は下表のとおりです。

事業収入の減少割合	軽減割合
30%以上 50%未満	半額
50%以上	全額

## いつまでに申告するの?

申告期間は…  
**令和3年1月4日(月)～2月1日(月)**  
—早めの準備をお願いします!—

## 対象となる資産は?

軽減の対象となるのは**事業用家屋**と**償却資産**です。  
※土地は対象外です。

## 窓口で申告するの?

申告については、郵送で償却資産の申告と一緒に  
行ってください(償却資産がない方は除く)。

申告は、原則郵送をお願いします。  
eTAXの方は、備考欄に特例の申告をしていることを記載してください。

## どんな書類が必要なの?

- 下田市の定める申告書、特例対象資産一覧(市ホームページでダウンロードできます)
- 収入の減少を確認できる書類(会計帳簿・青色申告決算書など)
- 申告対象に事業用家屋が含まれる場合、事業専用割合がわかる書類(青色申告決算書、収支内訳書等)
- 申告対象に償却資産が含まれる場合、令和3年度の償却資産申告書

## 住宅と店舗が一体の場合は?

事業用と居住用が一体となっている家屋についても対象となります。事業専用割合に応じた部分が軽減の対象となります。

※注意 上記のような場合、事業専用割合が50%を超える場合は、土地に適用されている住宅用地特例の割合が見直されることがあります。

## 一番、注意することは何?

**申告書の出し忘れ**です!

申告期間を過ぎてしまった場合は、軽減措置を受けられなくなりますのでご注意ください。

ご不明な点は、税務課資産税係(窓口⑧)☎22218又は、認定経営革新等支援機関等までお問い合わせください。

